

新興感染症について 自宅療養・BCPの考え方

びわこリハビリテーション専門職大学

学長 角野文彦

医療計画と感染症法

●医療計画（計画期間；6年）

- 医療法に基づき、都道府県は、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために策定する。
- 医療圏の設定、基準病床数の算定、地域医療構想、医師の確保等について記載されている。
- 5 疾病・6 事業及び在宅医療に関する事項が記載されている。
5 疾病；がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
6 事業；救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、**新興感染症**等)

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする（第1条 目的）。

第8次医療計画に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加された

●改正背景

- 新興感染症等の感染拡大時には広く一般医療体制にも大きな影響がある。
- 機動的に対策を講じるために、基本的な事項についてあらかじめ地域の行政・医療関係者の間で議論・準備を行う必要がある。

●改正概要

- 新興感染症等の感染拡大時における医療の追加
- 平時からの取組
対応可能な医療機関・病床確保、人材確保等
- 感染拡大時の取組
受け入れ候補となる医療機関の確保や医療機関の間で連携・役割分担等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(流行初期医療確保措置)を導入する(その費用については、公費とともに、保険としても負担)。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市町村に協力を求めることとし、都道府県と市町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み（公費負担医療）を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家（IHEAT）や専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化(一部医療機関は義務化)し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる仕組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保【検疫法等】

- 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める(罰則付き)ことができることとする。等
このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の5第4項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等）

感染症対応の医療機関による確実な医療の提供 - 医療措置協定の法定化 -

●感染症法改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験により、新興感染症の発生時に必要な病床、物品や医療人材の確保が困難であることを確認した。
- 新興感染症への対応を強化するために、医療提供体制の整備等を行う。

●主な改正内容

- 都道府県と医療機関等が機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症の発生・まん延時に協定に応じて医療を提供する仕組み（医療措置協定）を法定化（令和6年4月より施行）
- 流行初期に対応した協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（流行初期医療確保措置）を導入

新興感染症とは？（協定の対象疾患）

● 新型インフルエンザ等感染症

- 新たにヒトからヒトへ伝播する能力を有する新型インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症
- 過去に世界的規模で流行したが、その後流行することなく長期間が経過したインフルエンザもしくはは新型コロナウイルス感染症

● 指定感染症

- 既知の感染性疾患であって、一類～三類、新型インフルエンザ等感染症以外の感染症
- まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある

● 新感染症

- 感染性疾患と考えられるが原因（病原体）が不明である「未知」の感染症
- 一類感染症（エボラ出血熱等）と同等の措置を想定

* 協定締結は新型コロナウイルス感染症の対応を念頭に置いていく。

対象医療機関と医療措置の内容

- 新興感染症(*)の発生・まん延に時に医療機関等が地域で果たす役割を定める。
- 医療機関の負担を分散しつつ、迅速・確実に機能する医療提供体制を構築する。

対象医療機関	医療措置の内容					任意
	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣	PPEの備蓄
病院	○	○	○	○	○	○
診療所	○	○	○		○	○
薬局			○		○	○
訪問看護事業所			○		○	○

第一種
協定指定医療機関

第二種
協定指定医療機関

第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の指定基準

病院又は診療所

薬局

指定訪問看護事業者

当該機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること

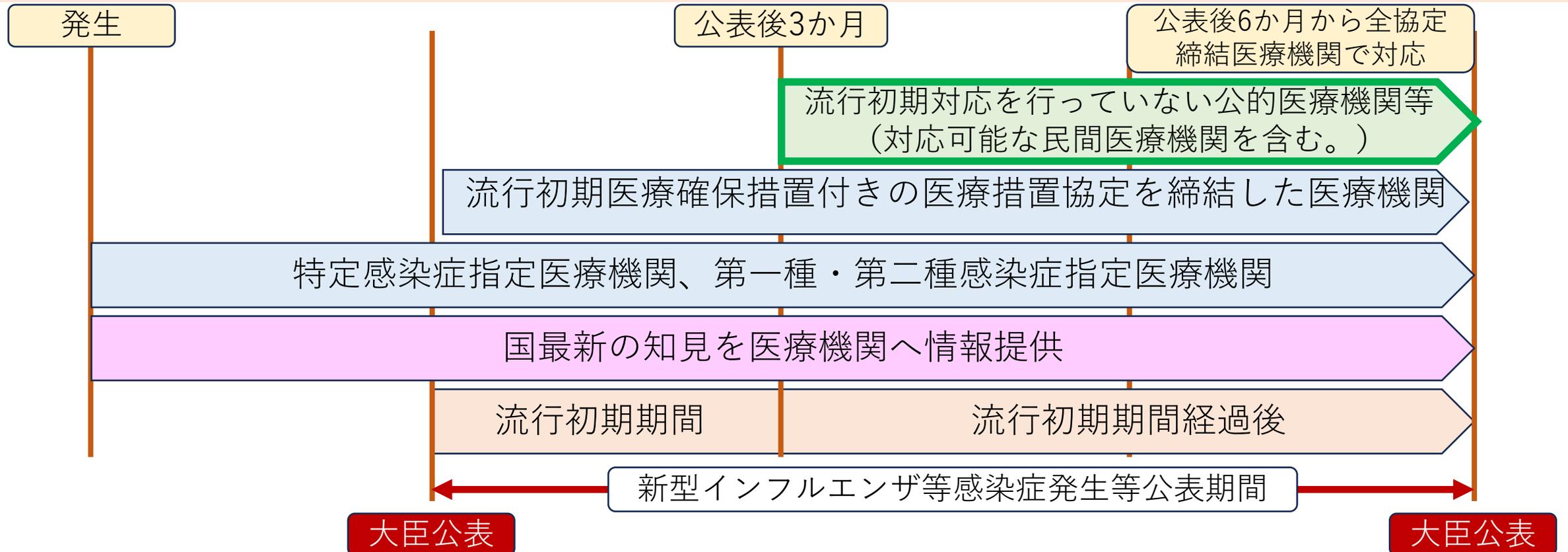
外出自粛対象者に対する医療を提供する体制が整っていると認められること

外出自粛対象者に対する医療として調剤等を行う体制が整っていると認められること

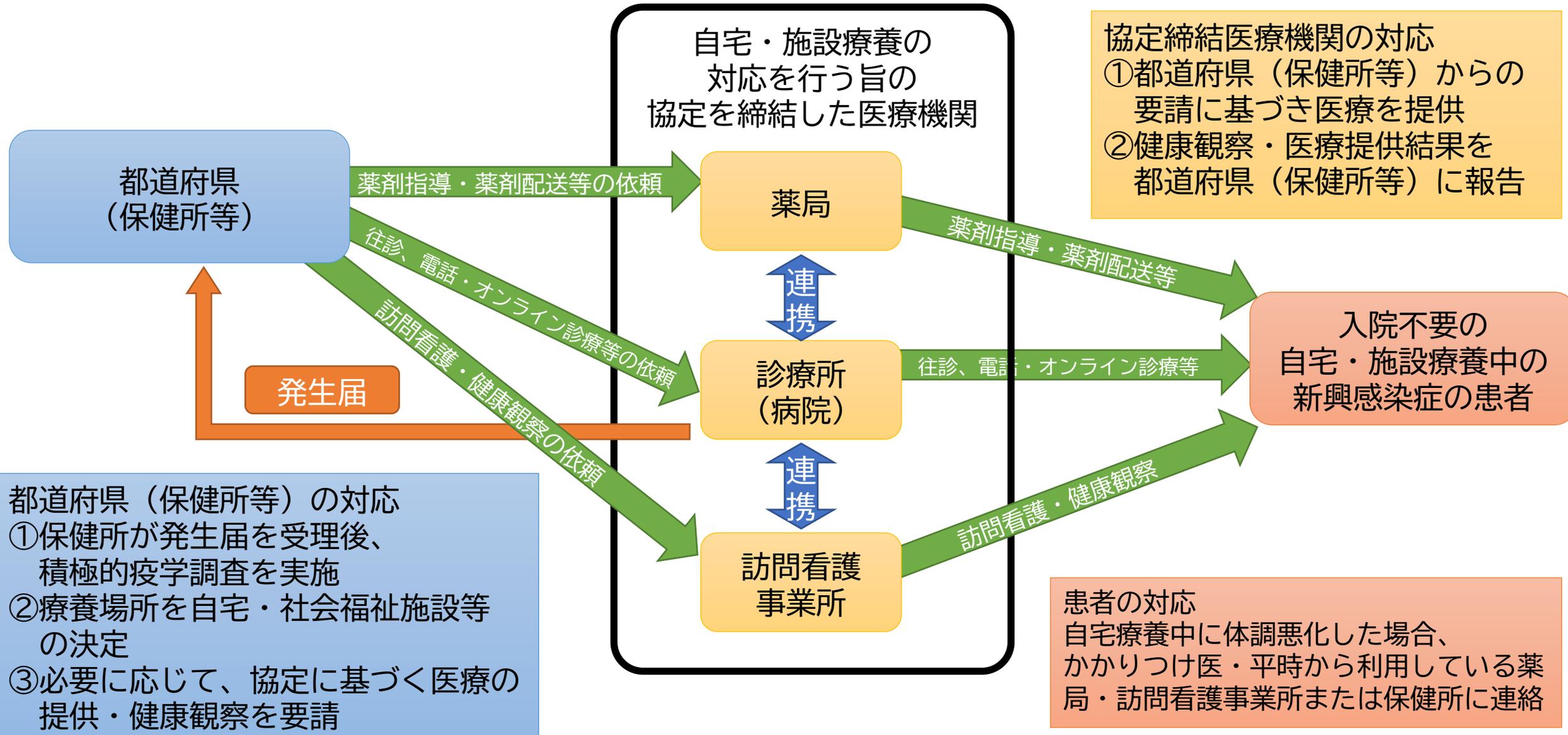
外出自粛対象者に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められること

自宅療養者に医療提供する医療機関等に 「有事に」求められる対応①

- 厚生労働大臣の新興感染症発生の公表後、協定に基づく県からの要請により医療提供開始
- 自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等に対して医療を提供
- 往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を実施
- 都道府県の委託により、患者の容体の変化時等に医療につなげるための**健康観察**を行う



自宅療養者に医療提供する医療機関等に 「有事に」求められる対応②



自宅療養者に医療提供する医療機関等に 「平時に」求められる対応

研修

- 外部機関が実施する研修・訓練へ職員を参加させる
- PPEの着脱、検体採取、標準予防策および感染経路別対策、その他基本的な感染対策**について実践できるように人材育成する

PPEの備蓄（任意）

- 当該施設使用量の**2か月分以上の備蓄**を推奨
- 協定締結により備蓄しているPPEを順次使用する回転型での運営を推奨

1. サージカルマスク
2. N95マスク
3. 手袋
4. ガウン
5. ゴーグル・フェイスシールド



訓練・点検

- 措置を講ずるに当たって**対応の流れを点検**する。
- 発熱外来における患者の動線、検体採取の流れなどを確認する。

協定の実施状況等の報告

- 第一種協定指定医療機関は協定の実施状況等を**電磁的方法（G-MIS）により報告**することが義務化されている。
- 第二種協定指定医療機関は協定の実施状況等を報告することが**義務化されているが、電磁的方法以外での報告**でよい。

新興感染症の医療提供体制構築にかかる 令和6年改定診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の概要

【病院】令和6年診療報酬改定後の感染対策向上加算の施設基準(社会福祉施設等との連携体制構築関係)

＜新規＞施設基準の内容	向上加算1	向上加算2	向上加算3
介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と協力が可能な体制をとっていること	○	○	○
感染制御チームの業務内容として、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合、他の加算2・加算3・外来加算の医療機関に対する助言を行う場合のほか、 介護保険施設等・指定障害者支援施設等の助言を行う場合を追加。	○		
介護保険施設等から求めがあった場合には、 当該施設等に赴いての現地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、院内感染対策に関する研修を医療機関と合同で実施することが望ましい旨追加。	○	○	○

【施設・訪看】令和6年介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定後の施設基準(医療機関との連携体制構築関係)

＜新規＞施設基準の内容	高齢者施設等	障害者施設等	訪問看護事業所
業務継続計画未策定減算 感染症又は非常災害のいずれか又は両方のBCPが未策定の場合は基本報酬減算	○	○	○
医療機関との連携強化・感染症対応力の向上 感染症対策向上加算I・・・第二種協定指定医療機関との連携 診療報酬上の向上加算の医療機関が行う研修・訓練に1年に1回以上参加	○	○	
新興感染症等施設療養加算 新興感染症発生時に、必要な感染対策を行い、施設内療養を実施	○	○	

BCPについて

感染症が発生した場合であっても、介護・障害福祉等サービスが継続して実施されることは重要であり、各事業所において災害と感染症のBCPをそれぞれ策定することが義務付けられ、未策定の場合は令和6年度介護報酬・障害福祉等サービス報酬の改定で、基本報酬が減算されることとなった。(入所系・通所系・訪問系のいずれも必要)

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html